

奈良県告示第五百三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年三月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
東吉野村伊豆尾（〇〇一）地滑り警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県宇陀土木事務所 及び東吉野村役場地域 振興課
東吉野村伊豆尾（〇〇二）地滑り警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県宇陀土木事務所 及び東吉野村役場地域 振興課
東吉野村小栗栖（〇〇一）地滑り警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県宇陀土木事務所 及び東吉野村役場地域 振興課
東吉野村狭戸（〇〇一）地滑り警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県宇陀土木事務所 及び東吉野村役場地域 振興課
東吉野村大又（〇〇一）地滑り警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県宇陀土木事務所 及び東吉野村役場地域 振興課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防課及び表の縦覧

場所に備え置いて一般の縦覧に供する。